審　査　基　準

令和６年１１月８日作成

法　　令　　名	火薬類取締法
根　拠　条　項	第１７条第１項
処 分 の 概 要	猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受の許可
原権者（委任先）	青森県公安委員会
法 令 の 定 め	火薬類取締法第１７条第１項第１号～第３号、第５号～第６号、同第２項（譲渡又は譲受の許可）、同第５０条の２（猟銃用火薬類の特則） 火薬類取締法施行令第１２条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第２条（譲渡の許可の申請）、同第３条（譲受けの許可の申請）、同第４条（無許可譲受数量）、同第１３条（申請及び届出の手続き）
審　査　基　準	銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲受けようとする場合等火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間	３日
申　　請　　先	あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先	あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備　　考	